花之木地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い花之木地 区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を花之木地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く 伊賀市大内 791-1 番地 花之木地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、花之木地区内とする。 ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合は、この限りではない。

(協定書の締結)

第5条 協議会は、市と伊賀市自治基本条例の定めによる支援及び協働して行う 業務に関する事項を定めた協定を締結するものとする。

(事業と支援及び業務)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業等を行うものとす

(1) 広報活動

- (2)健康·福祉活動 (3)生活·環境活動 (4)防災·安全活動
- (5)教育・文化・スポーツ活動
- (6) 産業·交流活動
- (7)協定に定めた支援及び業務 (8)その他目的達成のため必要な事業と支援及び業務

第2章 組織

(会員)

(スラー) 第7条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。 (1)花之木地区に居住する住民 (2)花之木地区に住所地を置く事業所

- (3)花之木地区住民で活動する自治会、団体(4)その他理事会の承認をえた者

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

長長計 会副会 1名 若干名 1名 監 事 2名 事務局 1名

- 事務局 2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

- (双身の (株分) 第9条 協議会の役員の職務は、次の通りとする。 2会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとさは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

(区員の圧朔) 第10条 前条の役員の任期は、2年とする。 ただし、再任は、妨げ 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任は、妨げない。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会及び実行委員会(以下「会議」とい う。)とする。 2 その他、会議についての詳細は、別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第12条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。 2 会議は、原則公開とする。 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知するこ
- とを原則とする。 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

- (総会) 第13条 総会は、役員及び理事・実行委員会委員をもって構成する。 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または 委員の3分の1以上の請求があった場合、臨時総会を開催することができる。 3 総会は、会長が招集する。 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。 5 総会は、次の事項を決定する。 (1)地域まちづくり計画。 (2)会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意。 (3)協議会の事業計画、予算、決算に関すること。 (4)その他、重要事項に関すること。

- (限員会) 第14条 役員会は、会長、副会長、会計、自治会代表(区長、区長代理、副区長)事 務局長により構成する。 2 役員会は、理事会に諮るべき事項を審議する。
- 3 役員会は、会長が招集する。

- 第15条 理事会は、会長以下役員会構成員及び各部会長、副部会長により構成す
- 2 理事会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議
- 決定する。 3 理事会は、会長が招集する
- 4 会長は、理事会の議長となる。 5 会長は、必要があると認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めるこ

(実行委員会)

第16条 総会及び理事会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会 に実行委員会を置く

2 実行委員会に次の部会を置く。

- (2)環境·安全部会
- (3)健康·福祉部会
- (4)教育・文化部会 (5)スポーツ部会

- (5)スポーツ部会 (6)産業振興・交流部会 3 部会員は、理事会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。 6 部会長は、部会を終括する。 7 副部会長は、部会を終括する。 8 部会長は、部会を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求める ことができる。

(部会間の調整)

第17条 部会間の調整は、理事会が当たることとする。ただし、部会相互の協議に より協力する場合は、この限りではない。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 事務局に次の役職を置く。

(1)会計 (2)事務局長 1 名 (3)事務局員

第5章 財務

(会計)

第19条 協議会の運営等に要する経費は、交付金、負担金、補助金、委託料及び その他の収入をもって充てる。 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。

(規約の変更) 第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なけ ればならない。

第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を 得なければならない。

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長 が理事会に諮り別に定める。

附則

- 1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成20年5月17日一部改正する。
 平成23年4月1日一部改正する。
- 4. 平成30年5月25日一部改正する

